

木曾岬町農業委員会総会会議録

令和3年4月5日

木曾岬町農業委員会

木曾岬町農業委員会会議録

令和3年4月5日午後7時00分に、木曾岬町農業委員会総会は木曾岬町庁舎会議室に召集された。

1. 委員会の定数は次のとおりである。

9名(欠員0名)

2. 出席委員は次のとおりである。

1番 加藤 光雄
2番 浅井 弘幸
3番 黒宮 俊明
4番 槇田 法行
5番 平野 洋二
6番 黒宮 喜代子
7番 岡村 なつ枝
9番 丹村 巧

3. 欠席委員は次のとおりである。

8番 白木 斉

4. 会議議案に意見を述べるため、会議に出席した推進委員は次のとおりである。

平松 和憲
伊藤 博幸
加藤 哲也
花井 文彦

5. 会議議案説明のため、会議に出席した者は次のとおりである。

事務員 多賀 達人
事務員 服部 彰宏

6. 会議の書記は次のとおりである。

事務局長 多賀 達人

7. 会議の議案は次のとおりである。

議案第1号 農用地利用集積計画について
議案第2号 農地法第3条第2項第5号に定める農地の設定について

8. 傍聴者は次のとおりである。

なし

9. 会議

会議内容は次のとおりである。

議 長 (開会の挨拶)
今日は、農業委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様には公私何かとお忙しい中、ご出席を頂きましてありがとうございます。
只今より、木曾岬町農業委員会を開催いたします。
本日の欠席委員は白木委員1名です。
よって出席委員は、農業委員8名、推進委員4名です。本日の会議が成立します事をお伝えいたします。

議 長 (書記の指名)
次に、書記の指名を行います。
書記には、多賀 事務局長 を指名したいと思います。異議ございませんか。

(「異議なし」の声)
議 長 それでは、多賀 事務局長 よろしくお願ひ致します。

議 長 只今より会議に入ります。各議案につきまして、よろしくご審議の程お願ひ申し上げます。

(午後7時00分 開会)

議 長 農業委員会会議規則第13条の規定により、出席委員さんの中から議事録署名者を2名、選出することになっておりますことから、本日の議事録署名者として、黒宮俊明委員、榎田法行委員にお願ひ致します。
ご両名の方、よろしくお願ひ致します。
それでは、議事に入ります。
議案第1号 農用地利用集積計画について
議案第2号 農地法第3条第2項第5号に定める農地の設定について
以上の2議案を上程致します。
只今上程した議案の内容について、事務局の説明を求めます。

事務局 総会事項書に基づき説明をさせていただきます。
まず、事項書2ページ「議案第1号 農用地利用集積計画について」説明をさせていただきます。利用権の設定に係るもの貸付人29戸、借受人2戸の、筆数が182筆で、面積は181,490.03㎡です。
4ページの農用地利用集積計画の、整理番号1番から2番ですが、利用権の設定を受ける者は [] で地目は []、設定期間は [] 年間、

作物は■■■、再設定の賃借権で、借賃の支払方法は■■■■■■■■■■の物納です。利用権の設定を行うもの、面積等は、一覧表と、6、7ページの各筆表に記載がありますので後ほどご確認をお願いします。続いて整理番号3番から29番まで説明します。全て同様の内容になりますので一括して説明させていただきます。利用権の設定を受ける者は■■■■■、地目は■■■、設定期間は■■年間、作物は■■■、新規の賃借権で、借賃の支払方法は■■■■■■■■■■の物納です。利用権の設定を行うもの、面積等は、一覧表と、8ページ以降の各筆表に記載がありますので後ほどご確認をお願いします。

本件農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、事項書36ページ「議案第2号 農地法第3条第2項第5号に定める農地の設定について」説明をさせていただきます。

農地法第3条第2項第5号に定める下限面積の設定につきまして、下記のとおり設定するものであります。

下限面積につきましては、農地法第3条にて農地の所有権移転や賃貸借権設定の際に要件となる下限面積であり、平成21年の農地法改正に伴い市町村の状況に応じて設定できることになったものであり、当町では、別段の面積を設定せずに農地法における面積50aを必要要件とし、現在に至っていますが、この下限面積につきましては、毎年、検討し総会で決定のうえホームページ等で公表することとなっているものであります。

(1)の農地法施行規則第17条第1項の適用については、同条同項第3号において設定する面積未滿の農地を耕作している人数が40%を下回らないように算定されるものとされていることから、2015農林業センサスで、当町の農家で50アール以上の農地を耕作している農家が全農家数の9割を超えて50アール未滿の耕作農家が1割以下で40%を下回っているため適用されませんので、現行の下限面積50アールの変更は行わないこととするものであります。

また、(2)の農地法施行規則第17条第2項の適用については、耕作の目的に供されない農地等が相当数存在したり、50アール未滿の農家数が増加して農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがない場合の、いずれにも該当する場合も下限面積を設定できますが、当町の場合には耕作放棄地率は1%に満たない現状であるため、別段の面積を設定せず、現行の下限面積50アールの変更は行わないこととするものであります。

なお、参考に町ホームページで公表する様式を事項書の37ページに添付させていただいておりますのでご確認いただければと思います。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

(他に意見なし)

議 長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

 (「異議なし」の声あり)

議 長 それでは採決に入ります。「議案第1号 農用地利用集積計画について」、原案に賛成の方は挙手願います。

 (挙手全員)

議 長 ありがとうございました。
 挙手全員により、「議案第1号 農用地利用集積計画について」は、原案どおり可決決定致します。

 続きまして「議案第2号 農地法第3条第2項第5号に定める農地の設定について」、原案に賛成の方は挙手願います。

 (挙手全員)

議 長 ありがとうございました。
 挙手全員により、「議案第2号 農地法第3条第2項第5号に定める農地の設定について」は、原案どおり可決決定致します。

議 長 これをもちまして、本日の議題の審議は全て終了致しました。
 長時間にわたりご審議いただきまして誠にありがとうございました。
 これをもちまして農業委員会総会を閉じさせていただきます。
 (午後 7時 8分 閉会)

会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は

正確であることを証するためにここに署名する。

令和3年 月 日

木曾岬町農業委員会 会長

木曾岬町農業委員会 委員

木曾岬町農業委員会 委員

